

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ



資格確認書などについて

■「資格確認書」

被保険者全員に8月1日（金）からお使いいただく「資格確認書」（これまでの保険証と同じ、ピンク色のはがきサイズ）を7月下旬に特定記録で郵送します。

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」（白色の認定証）

白色の認定証は廃止され、資格確認書に限度額区分を記載する仕組みに変わりました。現在「白色の認定証」または「限度額区分が記載された資格確認書」が交付されている人には、限度額区分が記載された新しい資格確認書が郵送されます。郵送された資格確認書に限度額区分の記載がなく、記載を希望する場合は申請をしてください。

なお、マイナ保険証を利用している人は、申請不要です。

▶**受付期間** 8月1日（金）から随時

▶**必要書類** 資格確認書、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）、過去12カ月で90日を超える入院をした人は、入院期間がわかるもの

保険料について

■ 保険料額決定通知書

令和7年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。

【保険料の計算方法】

均等割額 被保険者1人ごとに 等しく設定される額	+	所得割額 (前年の総所得金額等※ －基礎控除額 43 万円) × 所得割率	=	年間保険料 100 円未満切捨て (限度額が設けられています)
---------------------------------------	---	--	---	--

※総所得金額等とは、雑（年金）所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。（遺族、障害年金は除く）

【納付方法】

◇特別徴収…年金からの引き去り（申請により普通徴収（口座振替）に変更できる場合があります）

◇普通徴収…口座振替または納付書により金融機関などで納付

■ 保険料率などが変わります

保険料率は2年ごとに見直されており、前回は令和6年度に見直されました。令和7年度は、見直しに伴う急激な負担増を抑えるための「激変緩和措置」が終了することに伴い、保険料率などが以下のとおり変わります。（均等割額は変わりません）

被保険者の皆さんには更なる負担となりますが、制度の安定した運営のため、ご理解をお願いします。

所得割率

	年金収入 153 万円～ 211 万円相当の人	年金収入 211 万円超 相当の人
令和 6 年度	9.83%	10.64%
令和 7 年度	10.64%	

保険料の限度額

	年金収入 211 万円以下 相当の人	令和5年度末時点で 後期高齢者医療制度 の被保険者の人	令和 6 年度に 新たに 75 歳に 到達した人
令和 6 年度	67 万円	73 万円	80 万円
令和 7 年度	80 万円		

【問い合わせ先】

◇市民課 保険年金係

☎47-1035

◇鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎0858-32-1097